

○鹿島市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例

平成7年3月20日

条例第11号

改正 平成9年9月25日条例第30号

平成10年6月30日条例第19号

平成11年3月30日条例第2号

平成13年6月20日条例第8号

平成15年3月13日条例第3号

平成18年6月26日条例第21号

平成18年12月19日条例第30号

平成20年3月12日条例第7号

平成23年3月7日条例第4号

平成23年12月9日条例第16号

平成25年12月12日条例第29号

鹿島市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和50年条例第21号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、精神又は身体に重度の障害を有する者について、医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 重度身体障害者 障害程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者程度等級表の1級又は2級に該当する者
- （2） 重度知的障害者 知的障害の程度が標準化された知能検査によって測定された知能指数の35以下の者
- （3） 重複障害者 障害程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める身体障害者程度等級表の3級に該当し、かつ、知的障害の程度が標準化された知能検査によって測定された知能指数の50以下の者
- （4） 保護者 前3号に掲げる者を現に監護している者をいう。
- （5） 社会保険各法 次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）

イ 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）

ウ 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）

エ 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）

オ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）

カ 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）

キ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）

(6) 保険給付 社会保険各法に規定する療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費をいう。ただし、食事療養に関するものは除く。

(7) 一部負担金 社会保険各法の規定による保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。

（平 10 条例 19・平 11 条例 2・平 13 条例 8・平 18 条例 21・平 18 条例 30・平 20 条例 7・一部改正）

（助成対象者）

第 3 条 この条例に定める医療費の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、本市に住所を有する重度身体障害者若しくは重度知的障害者又は重複障害者（いずれも 18 歳未満の児童を含む。）で社会保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者とする。ただし、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている者を除く。

（平 9 条例 30・平 11 条例 2・平 23 条例 4・平 23 条例 16・平 25 条例 29・一部改正）

（助成）

第 4 条 市長は、助成対象者に係る保険給付につき、助成対象者又は保護者が一部負担金を負担した場合において、当該一部負担金から各月 500 円の自己負担金を控除した額を助成するものとする。ただし、他の法令等の規定による国又は地方公共団体からの医療給付、社会保険各法に基づく規則又は定款等の規定による附加給付その他法令の規定による医療に係る給付を受けることができる場合は、当該助成額からその額を控除するものとする。

2 この条例に定める医療費の助成は、助成対象者の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 20 条に規定する額を超えるととき又は助成対象者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と

同様の事情にある者を含む。)の前年の所得若しくは助成対象者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で当該助成対象者の生計を維持する者の前年の所得が法第21条に規定する額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までに係る医療費については、行わない。

(平18条例21・平20条例7・平23条例4・一部改正)

(受給資格の登録)

第5条 この条例に定める医療費の助成を受けようとする助成対象者又は保護者(以下「受給資格者」という。)は、規則で定める受給資格の登録を受けなければならない。

(助成の申請)

第6条 受給資格者が第4条の助成を受けようとするときは、医療を受けた日の属する月の翌月末日までに申請するものとする。ただし、受給資格者の死亡等により受給資格者が申請することができないときは、市長が適当と認める者が申請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、受給資格者がやむを得ない事情により医療を受けた日の属する月の翌月に申請することができないと市長が認めたときは、その月以後においても申請することができるものとする。

(支給の時期等)

第7条 市長は、前条の申請のあったときは、速やかに内容を審査し、その助成費の額を決定し、申請者に支給するものとする。ただし、受給資格者の死亡等により受給資格者に支給することができないときは、市長が適当と認める者に支給するものとする。

(平15条例3・一部改正)

(変更届出の義務)

第8条 受給資格者は、規則で定める事項について変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(助成の制限)

第9条 第4条の規定にかかわらず、助成対象者に係る保険給付について、その原因が第三者の行為によって生じたものであり、かつ、その医療に要する費用の全部又は一部につき当該第三者から損害賠償等が行われるときは、その額の限度において全部又は一部を助成しないものとする。

(平20条例7・一部改正)

(助成金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の行為により助成を受けた者があるときは、その者から

既に支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成 9 年条例第 30 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 10 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成 10 年条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 11 年条例第 2 号)

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 13 年条例第 8 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 13 年 1 月 1 日以降に行われた医療から適用する。

附 則 (平成 15 年条例第 3 号)

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年条例第 21 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成 18 年条例第 30 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 20 年条例第 7 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に行われた医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年条例第16号) 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年条例第29号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(鹿島市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正後の鹿島市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例に基づく助成は、平成26年4月1日以後の保険給付につき一部負担金を負担したものについて適用し、同日前に行われた助成については、なお従前の例による。

○鹿島市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則

昭和50年10月1日

規則第16号

改正 昭和58年1月20日規則第3号

昭和59年12月24日規則第25号

平成10年6月30日規則第24号

平成11年3月30日規則第2号

平成12年3月31日規則第11号

平成13年5月21日規則第8号

平成20年3月31日規則第14号

平成21年6月29日規則第11号

平成23年3月31日規則第13号

平成24年7月9日規則第14号

平成25年3月29日規則第10号

平成26年6月30日規則第16号

平成27年6月26日規則第20号

平成28年3月31日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿島市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（平成7年条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平20規則14・一部改正)

(助成対象始期)

第2条 条例第4条に規定する助成は、同条第1項の規定による一部負担金の負担を条例第3条に規定する助成対象者（以下「助成対象者」という。）ごとに次の各号に掲げる日以降に行ったものから対象とする。

- (1) 重度身体障害者 重度身体障害者として、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた日の属する月の初日
- (2) 重度知的障害者 重度知的障害者として、児童相談所長又は知的障害者更生相談所長の知能指数判定（次号において「判定」という。）を受けた日の属する月の初日
- (3) 重複障害者 重複障害者として、身体障害者手帳の交付を受けた日又は判定を受

けた日のいずれか遅い日の属する月の初日

(4) 前3号に該当する転入者 本市に住所を有することとなった日

(平24規則14・全改)

(受給資格登録申請書)

第3条 条例第5条の受給資格の登録を受けようとする者は、受給資格登録(更新)申請書及び所得状況届書を市長に提出しなければならない。この場合において、重度身体障害者にあつては、身体障害者手帳を、重度知的障害者にあつては、療育手帳(佐賀県療育手帳制度要綱第2条に規定する療育手帳その他の都道府県が交付する療育手帳と同様のものをいう。以下この条において同じ。)を、重複障害者にあつては、身体障害者手帳及び療育手帳を、社会保険各法に基づき交付を受けた被保険者証又は組合員証と併せて提示しなければならない。

2 前項の受給資格登録(更新)申請書は、様式第1号、所得状況届書は様式第1号の2のとおりとする。

(平11規則2・平20規則14・一部改正、平24規則14・旧第4条繰上・一部改正)

(受給資格証)

第4条 市長は、前条の登録(更新)申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成対象者と認めたときは、受給資格者台帳に登録するとともに当該申請者に受給資格証を交付するものとする。

2 前項の受給資格証は、毎年8月1日に更新するものとし、更新の手続きは、毎年7月1日から7月31日までに行うものとする。

3 第1項の資格証は、様式第2号のとおりとする。

(平20規則14・一部改正、平24規則14・旧第5条繰上・一部改正)

(受給資格登録申請却下通知書)

第5条 市長は、助成対象者に該当しないときは、当該申請者に登録(更新)申請却下通知書を交付するものとする。

2 前項の却下通知書は様式第3号のとおりとする。

(平20規則14・一部改正、平24規則14・旧第6条繰上・一部改正)

(受給資格証の返還)

第6条 助成対象者は、受給資格証の有効期間が満了し、又は助成対象者でなくなったときは、受給資格証を速やかに市長に返還しなければならない。

(平 2 4 規則 1 4 ・ 追加)

(受給資格証再交付申請書)

第 7 条 助成対象者は、受給資格証を紛失又は破損したときは、受給資格証再交付申請書を市長に提出して、受給資格証の再交付を受けなければならない。

2 前項の再交付申請書は、様式第 4 号のとおりとする。

(平 2 4 規則 1 4 ・ 一部改正)

(助成の申請)

第 8 条 条例第 6 条に規定する申請は、重度心身障害者医療費助成申請書(様式第 5 号)を市長に提出することによって行うものとし、高額療養費の適用を受ける者については、高額療養費受給状況申出書(様式第 5 号の 2)を併せて提出するものとする。

2 条例第 6 条第 2 項に規定する市長が認めた場合における申請は、条例第 4 条第 1 項の規定による一部負担金を負担した日から 1 年を経過した日の属する月の末日までに、これを行わなければならない。

(平 2 4 規則 1 4 ・ 一部改正)

(助成金の返納)

第 9 条 助成対象者は、他の法令等の規定による国又は地方公共団体からの医療給付、社会保険各法の規定に基づく付加給付その他法令の規定による医療に係る給付を受けた場合は、当該給付額に相当する助成金を返納しなければならない。

2 市長は、前項の給付に関し、助成対象者が保険者に有する医療給付金及び付加給付金に係る請求及び受給権限を取得することができる。この場合において、当該権限の行使は、高額療養費等給付金の請求及び受給権限に係る委任状により行わなければならない。

(平 2 1 規則 1 1 ・ 全改、平 2 3 規則 1 3 ・ 一部改正)

(届出事項等)

第 1 0 条 条例第 8 条の規則で定める事項は、次の各号のとおりとし、内容変更届出書は、様式第 7 号のとおりとする。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 受給資格要件
- (4) 医療保険の世帯主(被保険者、組合員)記号、番号、名称、所在地及び附加給付
- (5) その他市長が必要と認める事項

附 則

- 1 この規則は、昭和50年10月1日から施行する。
- 2 鹿島市在宅重症者等の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年規則第19号）は、廃止する。

附 則（昭和58年規則第3号）

- 1 この規則は、昭和58年2月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年規則第25号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。
- 2 昭和59年9月30日以前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成10年規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年規則第2号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第11号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年規則第14号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第11号）

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第13号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第1号の2の改正規定は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第10号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２７年規則第２０号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２８年規則第１３号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

(様式第1号)

受	付	年 月 日				受給資格の有無		有・無	
決 裁	所 長	所長補佐	係 長	係	担 当	受給資格証 記号・番号	鹿市		
						運用	交付		
重度心身障害者医療費受給資格登録(更新)申請書									
鹿島市長		様				年 月 日			
						住所 鹿島市 ()			
						申請者 氏名 (印)			
						電話			
						(助成対象者との続柄)			
		助 成 対 象 者			生 年 月 日				
氏 名					男・女	年 月 日		歳	
受 給 資 格	身体障害者	手帳番号	県 第 号						
		種別等級	種 級		発 行 年 月 日				
		障害区分	視・聴・音・肢・内		年 月 日				
	知的障害者	手帳番号	県 第 号						
		程 度					発 行 年 月 日		
		次の判定年月	年 月		年 月 日				
加 入 医 療 保 険	世帯主・被保険 者組合員の氏名	(対象者との続柄)				名称	国保・退国保・全国健保・ 後期高齢・その他 ()		
	記 号・番 号					附加給付等の有無 有・無			
	勤務先の名称 及び電話番号					TEL ()			
次の1～3いずれかを○で囲んでください。 1. 振込先に変更なし 2. 振込先を変更する 3. 初めて申請する *2か3の場合は、以下に振込先を記入してください。									
振 込 先	銀行		支店		口座番号				
	農協		支所		名義人				
		信用金庫		出張所					
資格認定(更新)又は助成額の決定に関して課税資料等を閲覧することに同意します。									
年 月 日				氏 名		(印)			
鹿島市長		様							

(様式第1号の2)

世帯コード —

所 得 状 況 届 書							
年分所得		受 給 資 格 者		配 偶 者		扶 養 義 務 者	
氏 名							
控除対象配偶者及び扶養親族の合計数（うち老人扶養親族の数（請求者については、老人控除対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族及び控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）の合計数））		人 (老 人) (特 人)		人 (老 人)		人 (老 人)	
所 得 額		円		円		円	
控	障害者又は特別障害者である控除配偶者及び扶養親族の数	障 人 特障 人	円	障 人 特障 人	円	障 人 特障 人	円
	本人 障害者、特別障害者、老年者、寡婦、寡夫、勤労学生	障 特障 老 老 寡	円	障 特障 老 老 寡	円	障 特障 老 老 寡	円
除		円		円		円	
		円		円		円	
	社 会 保 険 料 等 相 当 額	円		円		円	
控 除 後 の 所 得 額		円		円		円	
所 得 制 限 限 度 額		円		円		円	
審 査	所得状況については、上記のとおり相違ありません。 年 月 日 鹿島市長 様 福祉課 印						
備 考							

(様式第2号)

重度心身障害者 医療費受給資格証		記号・番号	
助成 対象 者	氏 名		
	生年月日	年 月 日	男・女
	住 所		
受給 者	氏 名	男・女	
	住 所	助成対 象者との 続柄	
加入 保険	加入保険 の 名 称		
	記号番号		
	被保険者 の 氏 名	助成対 象者との 続柄	
有効 期限	年 月 日～	年 月 日	確認印
	年 月 日～	年 月 日	確認印
年 月 日発行			
鹿島市長			

注 意 事 項

- 1 この証は、あなたが医療費の支給を受ける資格があることを証する書類ですから大切に保管してください。
- 2 診療を受けるときは、保険証といっしょに医療機関の窓口
に提示してください。
- 3 医療費の支給の申請をするときは、この証を持参してくだ
さい。
- 4 加入保険又はこの証に記載してある事項に変更があった時
は、関係書類を添えて直ちに届出てください。
- 5 死亡・転出等により受給資格を失ったときは、直ちにこの
証を返還してください。
- 6 この証を貸与、譲渡することはできません。

連絡先：鹿島市役所 福祉課
TEL 0954—63—2119

(様式第3号)

第 号
年 月 日

殿

鹿島市長



重度心身障害者医療費受給資格登録申
請却下通知書

年 月 日付けをもって申請された重度心身障害者医療費受給資格につきまし
ては、下記の理由により資格がありませんのでお知らせします。

記

理 由

(様式第4号)

決 裁						受 付	年	月	日
						決 定	年	月	日
						交 付	年	月	日

重度心身障害者医療費受給資格証再交付申請書									
受給資格証の記号番号									
助 成 対 象 者	ふりがな 氏 名						性 別	男・女	
	生年月日	年 月 日							
	住 所								
申 請 者 (受 給 者)	ふりがな 氏 名				性別	男・女	続柄		
	生年月日	年 月 日							
	住 所								
備 考									
鹿島市重度心身障害者医療費受給資格証を紛失したので、受給資格証の再交付を申請 破損 します。 年 月 日 鹿島市長 殿 申請者 住 所 氏 名 ㊟									

(様式第5号)

重度心身障害者医療費助成申請書 (月分)						
年 月 日						
鹿島市長 様						
住所 鹿島市						
申請者 氏名						
電話						
受給者	氏 名			加入医療保険	世帯主・被保険者組合員の氏名	
	住 所	鹿島市			名 称	国保・退国保 社保・その他
	生年月日	年 月 日			記 号 ・ 番 号	

医療機関等証明欄	患者氏名					
	診療月	年 月分(入院時の入院日数 日)				
	診療区分 (該当項目に○を)	入 院	入 院 外	歯 科	調 剤	
	総医療費 (総点数×10)	円	保険診療 一部負担額			円
	公費負担額	円	薬剤費一部 負担額(別掲)			円
	食事療養費 標準負担額	円	訪問看護利用料			円
	上記の患者負担金額(月分)正に領収いたしました。 年 月 日 住所 医療機関等 氏名 電話 ㊦					

*各医療機関ごとに1カ月分をまとめて、翌月末日までに申請してください。

*入院と外来、歯科、調剤(薬局)は別々に申請してください。

助 成 決 定 書

総 医 療 費		一 部 負 担 額	食 事 療 養 費	訪 問 看 護 利 用 料
円		円	円	円
備 考	医療機関コード 課 非	高 額 療 養 費	更 生 医 療 ・ 付 加 給 付 等 額	
		円	円	
		支 給 決 定 額		
		円		

(様式第5号の2)

高額療養費受給状況申出書

年 月 日

鹿島市長 殿

申請者 住 所
氏 名

㊟

年 月診療月以前12月間に3回以上の高額療養費の 支給を受けている ことを
支給を受けていない

申し出ます。

(支給を受けていない場合)

保険給付機関の証明

年 月診療月以前12月間に3回以上の高額療養費の支給を行っていないことを証
明します。

保険給付機関 住 所
名 称

㊟

(様式第7号)

決 裁						受 付	年 月 日
						決 定	年 月 日
						資格証処理	年 月 日
						台 帳 処 理	年 月 日

重度心身障害者医療費受給資格変更届							
受給資格証の記号番号							
変 更 事 項	区	分	変 更 前		変 更 後		
	助 対 象 者	ふ り が な 氏 名					
		住 所					
	受 給 者	ふ り が な 氏 名					
		生 年 月 日					
		住 所					
	助成対象者としての要件						
	加 入 保 険	加 入 保 険 の 名 称					
		被 保 険 者 証 の 記 号 番 号					
		被 保 険 者 の 氏 名					
附 加 給 付							
備 考							
上記のとおり変更があったので、受給資格証を添えてお届けします。							
年 月 日							
鹿島市長 殿							
届出者 住 所 氏 名						印	

(様式第 1 号)

(平 1 3 規則 8 ・全改、平 2 4 規則 1 4 ・平 2 6 規則 1 6 ・平 2 7 規則 2 0 ・一部
改正)

(様式第 1 号の 2)

(平 1 3 規則 8 ・全改、平 2 4 規則 1 4 ・平 2 5 規則 1 0 ・平 2 7 規則 2 0 ・平 2
8 規則 1 3 ・一部改正)

(様式第 2 号)

(平 1 3 規則 8 ・全改、平 2 8 規則 1 3 ・一部改正)

(様式第 3 号)

(様式第 4 号)

(様式第 5 号)

(平 1 3 規則 8 ・全改、平 2 4 規則 1 4 ・一部改正)

(様式第 5 号の 2)

(様式第 6 号) 削除

(平 1 3 規則 8)

(様式第 7 号)